

品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱

| | | | |
|----|-------------|------|---------|
| 制定 | 平成29年10月24日 | 区長決定 | 要綱第142号 |
| 改正 | 平成30年11月1日 | 区長決定 | 要綱第191号 |
| 改正 | 令和3年8月30日 | 区長決定 | 要綱第286号 |
| 改正 | 令和5年3月30日 | 区長決定 | 要綱第65号 |

(目的)

第1条 この要綱は、認可保育所その他の保育施設に勤務する保育士の業務負担の軽減を図るため、保育業務支援システムの導入に係る費用の一部を補助することにより、保育施設のデジタル化を推進し、もって、保育の質の向上および業務効率化を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、国および地方公共団体以外の者が設置する、品川区の区域内で、当該年度の4月2日以降に開設する（翌年度4月1日開設する園も含む）次に掲げる施設または事業とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により品川区長（以下「区長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（保育所型認定こども園を含む。以下「認可保育所」という。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により、区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(3) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）

(4) 定期利用保育事業および一時預かり事業

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3の2（2）ウおよびエの規定に基づき実施する定期利用保育事業ならびに東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）4（1）および（4）の規定に基づき緊急一時預かりを実施する一時預かり事業（幼稚園および前3号に掲げる施設または事業において実施する一時預かり事業を除く。）

2 区長は、前項各号に掲げる施設または事業について、予算の範囲内において、開設前の施設または事業を補助対象施設とすることができる。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象施設における保育業務支援システム（保育士の書類作成等の業務負担軽減に資する機能を有したシステムをいう。以下「システム」という。）の導入（以下「システム導入」という。）のために必要なソフトウェア等の購入費、リース料、保守料、工事費、通信運搬費およびこれらに係る消費税とする。

2 前項に定めるもののほか、補助対象経費については、次に定めるところによる。

(1) 振込手数料およびクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約（以下「クレジット契約」という。）を行う場合の当該クレジット会社に対する分割手数料（金利）は該当しないこと。

(2) クラウド型のシステムの場合にあつては、前項の保守料にその利用料金を含めても差し支えないこと。

(3) システム導入に当たっては、最低限必要となる備品等の購入費等を含めても差し支えないこと。

(システムの要件等)

第4条 システムは、少なくとも次に掲げるすべての機能を搭載していなければならない。ただし、第5号に掲げる機能については、第1号から第4号までに掲げる機能を搭載したシステムから独立したシステムである場合も対象とする。

(1) 他の機能と連動した園児台帳の作成および管理に関する機能

(2) 園児台帳と連動した指導計画の作成に関する機能

(3) 園児台帳または指導計画と連動した保育日誌の作成に関する機能

(4) 園児台帳と連動した園児の登園および降園の管理に関する機能

(5) 保護者との連絡に関する機能

2 前項第1号の園児台帳は、氏名、住所等の基本情報のほか、家族の連絡先、メールアドレス、身体測定、出生時記録、成長記録、既往症、かかりつけ医師、生活記録、健診、予防など、様々な情報管理が可能でなければならない。

3 システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、保育士、保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みとなっているなど、保育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。

4 第1項各号に掲げるすべての機能を搭載するシステムを導入している補助対象施設については、当該システムの改修または新たなシステム導入（以下「システム改修等」という。）をする場合であっても、補助金の交付を受けることができない。

5 この要綱に基づき既に補助金の交付を受けている補助対象施設については、第1項各号に掲げるすべての機能を搭載していないシステムに同項各号に掲げるすべての機能を搭載するため、システム改修等をする場合であっても、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付額)

第5条 補助金は、補助対象施設1施設当たり2,000,000円と、補助対象経費の実支出額から当該補助対象経費に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額

(小数点以下切り捨て)を予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の場合において、実支出額から当該補助対象経費に係る寄付金その他の収入額を控除した額が1,000,000円を超えた場合は、当該額から1,000,000円を差し引いた額に4分の3を乗じて得た額に、1,000,000円を加えた額を交付するものとする。

(導入計画の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象施設の設置者(以下「設置者」という。)は、システム導入を開始する前に、次に掲げる書類を添えて、区長に対し品川区認可保育所等デジタル化推進事業システム導入計画認定申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

- (1) システムの見積書
- (2) システムの見積書の内訳明細書
- (3) システムに搭載されている機能等を詳細に確認できる資料

(導入計画の認定)

第7条 区長は、前条の規定によるシステム導入に係る計画(以下「システム導入計画」という。)の認定申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは品川区認可保育所等デジタル化推進事業システム導入計画認定通知書(第2号様式)により、適当でないとき品川区認可保育所等デジタル化推進事業システム導入計画非認定通知書(第3号様式)により、それぞれ当該設置者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定による認定を受けた設置者(以下「補助事業者」という。)は、システム導入が完了し補助対象経費の支払を行ったときは、当該支払を行った日の属する月の翌月の末日(当該支払を行った日の属する月が3月の場合は、3月末日)までに、次に掲げる書類を添えて、区長に対し、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

- (1) システム導入に係る契約書の写し
 - (2) システム導入を受注した事業者(以下「システム事業者」という。)が補助対象経費について発行した領収書もしくはシステム事業者に対し補助対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類またはクレジット契約を行った場合はクレジット契約証明書(クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。以下これらを「領収書等」という。)
 - (3) 導入されたシステムの仕様等が確認できる資料
 - (4) 納品書
- 2 前項第2号に定める領収書等については、次に掲げる事項が記載されていなければならない。
 - (1) システム事業者の名称
 - (2) 支払者名
 - (3) 領収額またはクレジット契約額
 - (4) 領収額の内訳
 - (5) 領収日またはクレジット契約日
 - (6) 領収印

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 区長は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付決定取消・変更通知書(第6号様式)により、当該補助事業者へ速やかに通知しなければならない。

(承認事項)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、品川区認可保育所等デジタル化推進事業システム導入計画変更・中止・廃止承認申請書(第7号様式)により、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

(1) システム導入に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) システム導入計画の内容を変更しようとするとき。

(3) システム導入計画を中止し、または廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、システム導入計画の内容の変更または中止もしくは廃止を承認したときは、その旨を品川区認可保育所等デジタル化推進事業システム導入計画変更・中止・廃止承認書(第8号様式)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(事故報告等)

第12条 区長は、システム導入の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、その状況を調査し、速やかに補助事業者へその処理について、適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第13条 区長は、システム導入の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者をしてシステム導入の遂行の状況に関し、報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、補助事業者へその処理について、適切な指示をしなければならない。

(遂行命令等)

第14条 区長は、前2条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業者の行うシステム導入が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該システム導入を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該システム導入の遂行の一時停止を命ずることができる。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、第9条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、区長に対し、速やかに、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金請求書（第9号様式）により、補助金の支払を請求するものとする。

（補助金の交付）

第16条 区長は、前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査したうえ、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に対し支払うものとする。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、システム導入が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときまたは第11条第2項の規定によりシステム導入計画の廃止の承認を受けたときは、区長が別に定める期日までに、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金実績報告書（第10号様式。次条において「実績報告書」という。）により区長に報告しなければならない。

（是正のための措置）

第18条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係るシステム導入の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

2 区長は、前項の規定による調査の結果、システム導入の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該システム導入につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前条の規定は、前項の規定による命令により必要な措置をした場合について、準用する。

（決定の取消し）

第19条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合における補助事業者への通知については、第10条第2項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第20条 補助事業者は、区長が第10条第1項または前条第1項の規定による取消しを行った場合において、システム導入の当該取消しに係る部分については既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額を区長に返還しなければならない。

2 前項の規定は、区長が第11条第2項の規定によるシステム導入計画の廃止の承認をした場合について、準用する。

(違約加算金)

第21条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還(第10条第1項の規定による取消しに係るものを除く。)を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満を除く。)を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第22条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第23条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第24条 補助事業者は、システム導入により取得し、または効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具その他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「財産処分制限期間」という。)に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

2 区長は、補助事業者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合において、必要があると認めるときは、その収入の全部または一部を区に納付させるものとする。

(財産の管理)

第25条 補助事業者は、システム導入により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らな

ければならない。

(書類の保存)

第26条 補助事業者は、システム導入に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿およびシステム導入に係る収支に関する書類（以下これらを「システム導入関係書類」という。）を当該システム導入の完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、システム導入により取得し、または効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、前項の期間を経過後においても、システム導入関係書類を当該財産の財産処分が完了する日または財産処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第27条 補助事業者は、システム導入の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第28条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年12月15日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地）

代表者氏名

品川区認可保育所等デジタル化推進事業システム導入計画認定申請書

品川区認可保育所等デジタル化推進事業に係るシステム導入計画について認定を受けた
いので、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請予定額 金 _____ 円

2. 導入に要する費用の総額 金 _____ 円

3. 導入予定日 _____ 年 月 日

4. システムの名称 _____

5. メーカーの名称 _____

6. 添付書類 システムの見積書
システムの見積書の内訳明細書
システムに搭載されている機能等を詳細に確認できる資料

| | |
|----------|--|
| 連絡先・担当者名 | |
|----------|--|

品川区認可保育所等デジタル化推進事業システム導入計画認定通知書

設置者名 様
(保育所名)

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区認可保育所等デジタル化推進事業に係るシステム導入計画について、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり認定したので通知します。

記

1. 交付予定額 金 _____ 円

2. 導入に要する費用の総額 金 _____ 円
(うち補助対象経費) (金 _____ 円)

3. 導入予定日 _____ 年 月 日

4. システムの名称 _____

5. 搭載されている機能の有無

- | | | | |
|-----------------------------------|---|---|---|
| (1) 他の機能と連動した園児台帳の作成および管理に関する機能 | 有 | ・ | 無 |
| (2) 園児台帳と連動した指導計画の作成に関する機能 | 有 | ・ | 無 |
| (3) 園児台帳または指導計画と連動した保育日誌の作成に関する機能 | 有 | ・ | 無 |
| (4) 園児台帳と連動した園児の登園および降園の管理に関する機能 | 有 | ・ | 無 |
| (5) 保護者との連絡に関する機能 | 有 | ・ | 無 |

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等デジタル化推進事業システム導入計画非認定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区認可保育所等デジタル化推進事業に係るシステム導入計画について、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり認定しないこととしたので通知します。

記

理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地）

代表者氏名

品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付申請書

品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金について、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 金 _____ 円

2. 導入に要した費用の総額 金 _____ 円

3. 導入日 _____ 年 月 日

4. システムの名称 _____

5. メーカーの名称 _____

6. 添付書類 システム導入に係る契約書の写し
領収書の写し等
システムの仕様等が確認できる資料
納品書の写し

| | |
|----------|--|
| 連絡先・担当者名 | |
|----------|--|

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金について、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

交付決定金額 金 _____ 円

第6号様式（第10条、第19条関係）

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付決定取消・変更通知書

設置者名 様
(保育所名)

品川区長 印

年 月 日付 第 号により通知した品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金の交付決定について、下記の理由により取り消し、または変更したので、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱第10条第2項または第19条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1. 取消し、または変更の理由

2. 返還する金額 金 _____ 円

3. 返還期日 _____ 年 月 日

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地 ）

代表者氏名

**品川区認可保育所等デジタル化推進事業システム導入計画
変更・中止・廃止承認申請書**

年 月 日付 第 号により認定を受けた品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金に係るシステム導入計画について、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更・中止・廃止したいので申請します。

記

1. 変更内容
2. 変更・中止・廃止の理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響および効果
4. 中止・廃止後の措置
5. 中止の期間

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等デジタル化推進事業システム導入計画
変更・中止・廃止承認書

設置者名 様
(保育所名)

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金に係るシステム導入計画の変更・中止・廃止について、下記のとおり承認したので、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1. 承認する事項

変更（その内容）

中止（中止の期間）

廃止

2. 中止・廃止後にとるべき措置

3. 変更後の補助金額 金 _____ 円



第9号様式（第15条関係）

品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金請求書

| 金額 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金について、上記金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地）

代表者氏名

印

第10号様式（第17条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地）

代表者氏名

品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金について、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、システム導入の実績を下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定済額 金 _____ 円

2. 精算額 金 _____ 円

3. 返還額 金 _____ 円

4. システム導入の成果

5. システム導入の完了または廃止年月日

完了・廃止日 _____ 年 月 日

第11号様式（第28条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地）

代表者氏名

品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金のうち、品川区認可保育所等デジタル化推進事業補助金交付要綱第28条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税
の仕入控除税額

金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。